

騒音規制法に規定する特定施設一覧

特定施設の種類	
1	<p>金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）</p> <p>ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）</p> <p>ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機（といしを用いるものに限る。）</p>
2	<p>空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p>
3	<p>土石用又は鉱物用の破碎機，摩砕機，ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p>
4	<p>織機（原動機を用いるものに限る。）</p>
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き，混練機の混練容量が 0.45 立法メートル以上のものに限る。）</p> <p>ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）</p>
6	<p>穀物用製粉機（ロール式のものであって，原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）</p>
7	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー</p> <p>ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ハ 碎木機</p> <p>ニ 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの，木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ホ 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kw 以上のもの，木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）</p> <p>ヘ かな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）</p>

8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）